

那須塩原市内 令和7年12月の相談件数 78 件

1 全体上位

順位	商品分類	件
1位	商品一般（不審な電話・不審な荷物・詐欺・身分詐称・個人情報）	15
2位	通信サービス（光回線・携帯電話サービス・電話勧誘・解約）	7
2位	保健衛生品（化粧品・通信販売・電子広告・定期購入・解約）	7
2位	その他の役務（サポート詐欺・家庭訪販・電話勧誘・解約・返金）	7
5位	教養娯楽品（インターネット通販・解約・返品・返金）	6

2 世代別分類上位

世代	1位	件	2位	件	3位	件
～10代	商品一般、健康食品、被服品一般、自動車、観覧・鑑賞、娯楽等情報配信サービス、役務その他	各1				
20代	理美容	8	内職・副業	7	商品一般	5
30代	レンタル・リース・賃借、役務その他	各6	インターネット通信サービス	3	商品一般、健康食品、パソコン・パソコン関連商品、工事・建築・加工、融資サービス、理美容、相隣関係	各2
40代	商品一般	12	化粧品	5	役務その他	4
50代	商品一般、化粧品	各	役務その他	8	工事・建築・加工、	各6

		13			インターネット通 信サービス	
60代	商品一般、化粧品	各9	インターネット通 信サービス	8	相談その他	4
70代	商品一般	23	化粧品	13	役務その他	7
80代~	商品一般	9	魚介類	5	健康食品、集合住 宅	各4

今月のポイント

- ・通信販売での定期購入に関する相談が引き続き寄せられています。

「2 世代別上位」の50代、60代1位、40代、70代2位の化粧品の相談は、動画サイトやSNSの広告から商品を注文したら定期購入だったという内容でした。特にインターネット通販では、注文する際に必ず「最終確認画面（契約条件が記載されている画面）」で、定期購入が条件となっていないか、最低購入回数に指定（縛り）がないか、2回目以降の代金等の販売条件や、解約の条件を確認しましょう。

上記の表示がなかったり、不実の表示や消費者を誤認させるような表示だったりした場合は、申し込みの意思表示を取り消せる場合があります。その際「最終確認画面」のスクリーンショットは証拠になります。

- ・困ったときは、消費生活センター（0287-63-7900）にご相談ください。